

公立大学法人福島県立医科大学

年 度 計 画

<平成25年度>



平成25年3月29日

(平成25年6月27日変更届出)

福島県立医科大学

【 目 次 】

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 教育に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・ 1
- 2 研究に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・ 6
- 3 地域貢献に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・ 7
- 4 国際交流に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・ 8
- 5 大学附属病院に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・ 10

第2 東日本大震災等の復興支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 県民の健康の保持・増進に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・ 15
- 2 復興支援に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・ 15
- 3 放射線医学の教育研究等に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・ 15
- 4 復興支援の連携・協力に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・ 16

第3 管理運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・ 17
- 2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・ 18
- 3 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置・・・・・・・・・・ 18
- 4 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置・・・・・・・・・・ 19

第4 その他の記載事項・・・・・・・・・・ 22

- 別 紙：予算、収支計画及び資金計画・・・・・・・・・・ 23
- 別 表：収容定員・・・・・・・・・・ 26

※ 参考資料：年度計画における用語の説明・・・・・・・・・・ 27

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 入学者受入方針及び入試制度に関する目標を達成するための具体的方策

ア 全学共通

- (ア)-1 入学者受入方針（アドミッションポリシー）の内容についてホームページを活用し公表するとともに、大学説明会や高校訪問、出前講義等で受験者へ周知する。
- (ア)-2 一般選抜のほかに推薦入試など多様な選抜方法を継続し、その成果や定員増等による影響を分析・検証し選抜方法の改善策を検討する。

イ 学士課程

- (イ)-1 県内外の受験生が参加する様々な入試ガイダンスや大学説明会へ出席するとともに、高校訪問や進路指導教員との懇談会等を実施し、大学や入試の情報を周知する。
- (イ)-2 出前講義やオープンキャンパスにおける模擬授業等を通して、本学受験の関心を高める。
- (イ)-3 入学試験の成績及び入学後の成績並びに卒業後の進路を入学試験の区分ごとに調査・分析し、選抜方法を検討し、工夫・改善を図る。

ウ 大学院課程

- (ウ)-1
 - a 現在のホームページの利用状況について、アンケート調査等を行うことで評価を行い、その結果に基づいて改善すべき問題を見つけ、対処方法を検討する。（医学研究科）
 - b 社会人の受入れに関して、県内の医療機関を中心に協力体制の構築を目指し、検討する。（看護学研究科）
- (ウ)-2 MD-PhDコース開始1年後の進捗をアンケート調査等により評価し、改善すべき点については、対処方法を検討し、更なる充実を図る。（医学研究科）

(イ)

- a 専攻領域を見直し、文部科学省への変更申請の準備を行う。（看護学研究科）
- b 修士課程の定員充足率70%以上を担保するため、各専攻領域が目標入学者数を設定し、戦略を明確にする。（看護学研究科）

(2) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための具体的方策

ア 学士課程

- (ア)-1 総合科学、生命科学、社会医学及び臨床医学の統合型授業の充実について検討し、カリキュラムを見直し、改善を図る。(医学部)
- (ア)-2 本学部の育成する看護職者として習得すべき能力をリストアップし、その獲得を図るための教育方法を検討する。(看護学部)
- (ア)-3 スキル・ラボラトリーを「BSL」や「臨床実習入門」でさらに活用できるよう検討する。(医学部)
- (ア)-4
 - a 実習やテュートリアル of 充実について検討、工夫、改善を図る。(医学部)
 - b 臨地実習を通じて、対個人の関わりに止まらず、県民が抱える健康問題や医療問題へと関心が広がるよう指導する。(看護学部)
- (ア)-5 本学が行っている大型プロジェクトの紹介や再生医療、臨床研究、トランスレーショナル・リサーチ、治験などの導入的教育のカリキュラムへの導入を検討する。(医学部)
- (ア)-6
 - a CBT：模擬試験の受験等を促進する。(医学部)
 - b OSCE：スキル・ラボラトリーを活用し、自学自習の充実を図る。(医学部)
- (ア)-7
 - a GPA (Grade Point Average) 方式を用いた評価方法を新たに導入し、学生の成績の位置を示し、透明性、公平性を確保する。
 - b シラバスに明示した成績評価のあり方が適切であったか検証する。
- (イ)-1 生命の尊厳や人間について深く理解する能力を育成するため、「歴史と文化」、「歴史学」、「倫理学」、「薬害から学ぶ」、「生命倫理」、「医学概論」及び「医療と法」などの教育を実施するとともに、解剖慰霊祭などの行事への参加を促す。
- (イ)-2 偏りのない知識の獲得を図るため、福島学、基礎自然科学、保健統計学など人文社会科学分野、自然科学分野により多くの科目を開講する。
- (イ)-3 医療現場におけるコミュニケーション能力を育成する「コミュニケーション論」、「テュートリアル」などの授業を実施する。(医学部)

- (ウ)-1
 - a 南会津病院、只見町朝日診療所などにおいて臨床実習を行う。
 - b 会津医療センターにおいて、本学医学部学生の臨床実習機関として、若手医師の育成を行う。
 - c 会津医療センターにおいて、大学と連携しながら、医学部及び看護学部学生の臨床実習の受入れの体制を構築する。
- (ウ)-2 「衛生学・公衆衛生学実習」や「ホームステイ型実習」などの臨地実習を通じて、対個人の関わりに止まらず、県民が抱える健康問題や医療問題へと関心が広がるように指導する。
- (ウ)-3 福島の歴史・文化・産業等について理解を深め、魅力ある地域づくりに関わる意識を醸成することを目的として「福島学」を開講する。
- (エ)-1 基碰上級のテーマ等について前年度の学生の評価等を反映させ充実を図る。(医学部)
- (エ)-2 医学部学生として将来、学会などで経験する基礎として、英語によるプレゼンテーションをいかに効果的に行うかを学ぶ「英語V」を20数名程度の少人数クラスを編成して行う。
- (エ)-3 MD-PhDコース開始1年後の進捗をアンケート調査等により評価し、改善すべき点については、対処方法を検討し、更なる充実を図る。(医学部)(再掲)
- (エ)-4 将来の大学や地域医療を担う研究医育成のための手法や体制の在り方について検討を行う。
- (オ)-1 前年度実施した入学前準備教育の内容及び効果を評価し、入学前準備教育を行う。
- (オ)-2 大学院や医療人育成・支援センターで行われている各種セミナー等への学部学生の参加など、連携のあり方を検討する。(医学部)
- (カ)-1 例題を用いて科目の必須項目の内容及び出題傾向等についての分析、解説等を行う「総括講義」を実施する。(医学部)
- (カ)-2 6学年の学生がグループ学習を行いやすいように学内に勉強部屋を確保する。(医学部)
- (カ)-3 学生の自主学習を支援する環境の整備を検討する。(看護学部)
- イ 大学院課程
 - (ア)-1 授業アンケート及び進路調査を行い、医学研究科運営検討委員会においてカリキュラムの有効性を検討する。(医学研究科)
 - (ア)-2 成績評価、学生による授業評価を総合的に分析して、教育方法の検証を行い、工夫・改善を図る。(医学研究科)

- (ア)-3 「大学院セミナー」、「次世代医学セミナー」等の特別講義を充実させ、up-to-date な知識・技術の習得が可能となる教育を行うとともに、実験手法に関する講習会も行う。(医学研究科)
- (ア)-4 専攻領域の見直しを図るとともに、修了生の論文投稿を推進する。(看護学研究科)
- (ア)-5 専門看護師教育課程の見直しを図り、38 単位取得に向けた教育内容の再編成を行う。(看護学研究科)
- (ア)-6
 - a 「学位授与申請の手引き」に基づいて、学位論文審査の方法について検討し、工夫、改善を図る。(医学研究科)
 - b 大学院生の研究能力向上を図れるよう、研究計画書の承認手続きを変更する。(看護学研究科)
- (イ)-1 会津医療センターにおいて看護専門外来等を担う人材育成に協力する。(看護学研究科)
- (イ)-2
 - a 会津や相双地域など遠隔地で研究活動を行っている大学院生が受講できるよう、遠隔講義の充実を図る。(医学研究科)
 - b 会津医療センターにおける大学院研究生のあり方について検討し、結論を出す。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための具体的方策

- ア-1
 - (ア) 現在の臨床教授制度の現状を調査し、制度の充実を図る。(医学部)
 - (イ) ティーチングアシスタント制度を積極的に活用する。
- ア-2
 - (ア) 将来の定員増に対応するため、携帯端末などの I T 機器などを利用した教育方法を検討し、教育環境を充実させる。(医学部)
 - (イ) B S L のコース増及び臨床実習の充実を図るため、カリキュラムの変更などを行う。(医学部)
 - (ウ) 平成 24 年 1 月に導入した教務システムを活用した成績評価、学生による授業評価を総合的に分析して、教育方法の検証を行い、工夫・改善を図る。(医学部)
- イ-1
 - (ア) 教育活動の活性化を図るため、教員自ら前年度の教育活動状況を点検・評価するとともに、必要に応じて学部長等によるフォローアップ

を行う。

(イ) 学生による評価をすべての科目に関して実施するとともに、評価に対する大学側の取り組みを明らかにする。(医学部)

(ウ) 学生による授業評価の結果を有効に活用する。(看護学部)

イ-2 医学及び看護学に関するFD講習会をそれぞれ年1回以上実施し、その充実を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための具体的方策

ア-1 各種奨学金制度を積極的に活用するため、デスクネット及び教務事務システム等を利用して、制度に関する情報を学生に周知する。

ア-2 ファカルティーアドバイザー制、ホームルームを活用し、学生・教員に対し「学生相談室」、「健康管理センター」の施策について周知する。

ア-3

(ア) 担任制、ファカルティーアドバイザー制のあり方を検証し、その充実を図る。(医学部)

(イ) 学生が気軽に相談や質問ができるようにオリエンテーションや教員のスケジュールの提示等によって学生の受入体制を強化する。(看護学部)

(ウ) アドバイザー教員制度を継続して実施する。(看護学部)

イ

(ア) 修士課程大学院生の就職活動を支援するため、就職情報へのアクセス方法についての講習会を実施するとともに、関係機関からの求人情報を提供する。(医学研究科)

(イ) 各学年ごとに就職ガイダンスを実施する。(看護学部)

(ウ) 多彩な背景を持つ学生のため、それぞれに応じた個別的な対応を行う。(看護学部)

(エ) 就職相談の推進と求人情報の提供を促進する。(看護学部)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための具体的方策

ア

- (ア) 「福島医薬品開発支援拠点化事業」を活用した研究プロジェクトを創出するとともに、既存プロジェクトの支援を継続して行う。
- (イ) 本学発の研究プロジェクト創出戦略を策定する。
- (ウ) 会津医療センター附属研究所の研究体制を構築するとともに、専門領域ごとの研究の推進を図る。

イ

- (ア) 「福島医薬品開発支援拠点化事業」の基本構想に基づき、他大学や研究機関、国、県、製薬企業、検査試薬企業等との連携体制を整え、各種疾患に関する医薬品開発を推進する。
- (イ) 学内全体の研究プロジェクトについて調査し、次期重点研究の育成を行う。

ウ

- (ア) 平成 23 年度から開始した英文校正支援サービス体制の充実を図り、質の高い英語論文を作成しやすい環境を整える。
- (イ) 出版された英語論文の分類と数、対外インパクトに関する現状を把握する。

エ

- (ア) 論文被引用数等の研究成果の客観的な評価法を検討する。
- (イ) 本学で行われている産学官連携プロジェクトとその進捗・成果を把握する過程で、適切な評価法を検討する。

オ

- (ア) ホームページや大学パンフレット、オープンキャンパス、各種研究会、講演会等を通して研究成果を積極的に発信する。
- (イ) 寄附講座や大型研究プロジェクト等について、研究活動・成果報告会を開催し、学内外へ情報発信する。

(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための具体的方策

ア-1

- (ア) 研究ポータルサイトを用いて研究リソースの共有化と効率的活用を図る。
- (イ) 平成 23 年度から開始した英文校正支援サービス体制の充実を図り、質の高い英語論文を作成しやすい環境を整える。(再掲)
- (ウ) 文部科学省事業「女性研究者研究活動支援事業」が目的とする研究を行う女性教員数の向上策を立てる。

- (エ) 臨床研究の国内外及び県の動向を踏まえ、本学に適した臨床研究の支援・推進体制を検討し、可能なものから整備・実施する。

ア-2

- (ア) 「女性研究者研究活動支援事業」によって採用された女性研究者研究支援員を適正に配置し、随時モニターして効率よい運営を行う。
- (イ) 治験レベルの臨床研究を支援できる人材の採用、育成を行う。

イ

- (ア) 学内研究者に対し、知的財産の取扱いに関する基本的な考え方（知的財産ポリシー）の周知を図る。
- (イ) 創出された知的財産を適正に管理するとともに、地域企業等が利用しやすいようホームページ上やセミナー、展示会等の機会を利用して情報発信する。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会等との連携・協力に関する目標を達成するための具体的方策

- ア-1 教育・研究・診療に係る知的資源を活用し、県民を対象とした公開講座や講演会を開催する。

ア-2

- (ア) 県内教育機関を中心に、専門的知識を活かした保健・医療教育を行う。
- (イ) 看護専門学校等からの学内での実習実施の要望に対し、関係講座と調整し、受託事業により実施する。
- (ウ) 総合科学教育研究センターの公開講座等を開催する。

ア-3

- (ア) 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）に係る広報活動を充実し、調査協力者（妊婦等）のリクルート数の増加を図る。
- (イ) 子育て等に係る講演会や交流会、育児相談等のフォローアップ活動を行い、エコチル調査への継続的参加を促進する。

ア-4

- (ア) 放射線の影響を正しく理解するための研修会等を開催するとともに、各種団体等からの講演依頼等に適切に対応する。
- (イ) 基本調査及び詳細調査の結果等を参加者に逐次還元するなど、県民健康管理調査の目的等に係る新聞やテレビ、講演会等の広報・啓発活動を充実させる。

イ アカデミア・コンソーシアムふくしまの「福島学プログラム」や「医療・福祉共同教育プログラム」について、福島大学等の関連する高等教育機関と連携して実施する。

(2) 地域医療等の支援に関する目標を達成するための具体的方策

ア-1 医療機関からの医師派遣依頼に対し、地域医療支援本部及び県地域医療支援センター専門部会等に諮りつつ、一元的かつ公正に対応する。

ア-2 医療機関や市町村からの医師派遣等要請に対して、学内に県内外からの医師の受け皿を整備し、県地域医療支援センターと連携しつつ、適切に派遣等を行う。

なお、会津医療センターにおいては、へき地医療拠点センター病院として、地域医療機関との連携・協力を図りながら、会津地域全体の医療を支えるという理念に基づき、適切に派遣を行う。

ア-3

(ア) 南会津病院、只見町朝日診療所などにおいて臨床実習を行う。(再掲)

(イ) 会津医療センターにおいて、本学医学部学生の臨床実習機関として、若手医師の育成を行う。(再掲)

ア-4 会津医療センターにおいて看護専門外来等を担う人材育成に協力する。(看護学研究科)(再掲)

イ

(ア) 地域の関係医療機関等と連携し、能力向上等の研修会を開催する。

(イ) 会津医療センターにおいて、地域の医療機関に従事する職員の研修を受け入れる。

(3) 地域産業の振興に関する目標を達成するための具体的方策

ア 学内の研究シーズをホームページやセミナーで発信するほか、ニーズの把握に努め、積極的に企業等とのマッチングを図る。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 国際交流の推進に関する目標を達成するための具体的方策

ア 外国語で高度なコミュニケーションを図ることができる国際交流担当職員を積極的に活用する。

イ

(ア) 助成制度等を積極的に活用し、国際学会等の開催を支援する。

(イ) 留学生に対する修学支援について検討し、工夫、改善を図る。

ウ 国際交流指針に基づき、中国武漢大学との学術交流や留学生交流を一層推進する。

エ

- (ア) 海外での学会発表や研究機関での研究等において、経費助成制度及び自主研修制度の積極的な活用を図る。
- (イ) 国際的な競争力を持つ若手研究者を育成するため、大学院生やポスドク、教員の海外での学会発表、短期・長期研修を支援する事業を行う。
- (ウ) 学生の海外留学支援について検討し、工夫、改善を図る。

5 大学附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 附属病院に関する目標を達成するための具体的方策

ア 教育研究

(ア)

- a 関係医療機関等と協力・連携し、臨床研修環境の改善や医療人としての資質等向上のための研修を実施する。
- b 関係医療機関等と協力・連携し、臨床研修医・専攻医の確保に資する説明会等を開催する。

(イ)

- a-1 専門看護師・認定看護師の活用により、病院看護部の看護実践、教育、研究を向上させる。
- a-2 看護学部と連携を図り、優秀な人材を確保する。
- b 看護研究実践応用センターの活動・支援により実施した研究または情報等を看護実践、看護管理、教育等に活用する。

(ウ)

- a 先進医療の届出等を行うために実施する先進的臨床研究に対して経費の支援を行い、附属病院における先進医療の促進を図る。
- b 先進医療審議委員会等において、新たな診断、治療、医療技術等の開発を推進するとともに、必要となる資金を助成していく。

(エ)

- a 職員を研修会等に参加させ、レベルアップを図る。
- b 医師主導治験を支援する。
- c 臨床研究や治験に関する国内外及び県の動向を踏まえ、その支援策について検討する。

イ 病院機能の充実

(ア)

- a 第三次救急医療機関として、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾患に対応する救急医療体制を整備していく。
- b ドクターヘリの円滑で有効な運航を実施するため、搬送先病院、消防機関、警察等の関係機関との連携を強化していく。

(イ)

- a DMAT東北地方会参集・実動訓練などに参加し、トリアージ訓練を含む災害医療の知識・技能の向上を図る。
- b 災害医療対策マニュアルの周知を進め、災害医療が円滑に実施できるよう検証を行うとともに、院内の初動体制の確保に努める。
- c 水、食糧品、医薬品等の適切な備蓄体制を整備する。

- (ウ)
 - a 都道府県がん診療連携拠点病院として、県内の病院等に対する情報提供、医療従事者に対する専門的な研修等を実施することにより、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図り、質の高いがん医療を提供する。
 - b 都道府県がん診療連携拠点病院として、がん看護のモデル病院を目指し、専門看護師・認定看護師との連携を深め、がん看護臨床実務者研修事業等を実施し、がん看護の質の向上を図る。
 - c 肝疾患診療連携拠点病院として、県、県内の専門医療機関等の関係機関と連携し、県内の肝疾患診療ネットワークの中心的な役割を果たしていく。
 - d 医療機器について計画的に整備を進める。
- (エ) 第3次総合医療情報システムの基本計画（セキュリティ対策の強化並びに災害等に耐えうるシステム構築も含む）及び仕様書並びに基本設計の作成に取り組む。
- (オ) 医療の質の向上を図るため、診療科、職種を越えた横断的な合同カンファランス（症例検討会、業務運用に関する会議等）を実施する。
- ウ 患者の安全管理及びサービスの向上
 - (ア) 医療安全管理部の機能をさらに強化し、医療安全教育システムや院内研修等により、職員の安全教育の推進を図る。また、各所属のリスクマネージャーを対象とした研修会を実施し、院内全体の医療安全知識の向上、安全文化の醸成を図る。
 - (イ) インシデント報告、病棟巡回等をもとに現状把握、分析を行い、適切な対策を講じて実施し、対策の内容を検証していく。
- (ウ)
 - a 電子カルテ掲示板に定期的にサーベイランスデータや対策を掲示し、感染管理に活用する。
 - b ICD（インフェクションコントロールドクター）・感染管理認定看護師・感染制御認定薬剤師・感染制御認定臨床微生物検査技師等いずれかの有資格者を育成する。特に感染制御認定臨床微生物検査技師の育成について重点的に対応する。
 - c インターネットによる感染管理教育の受講向上に努める。
- (エ)
 - a 患者の視点に立った適正な外来予約を行うため、「外来診療に関する考え方」と「外来予約枠の作成及び取り方に関する基本方針」に基づき外来診療を行う。
 - b 入院一元化を再検討し、適正なベッドコントロール（病床管理）の体制を整備する。

- c 患者・家族などから寄せられる意見や退院時の患者アンケート調査、患者満足度調査等を実施のうえ集計・分析し、患者サービスの向上を図る。
- d 院内各部門と連携して退院支援に取り組む。
- e 各種の医療相談に対応する。
- f 患者や家族のアメニティー（快適さ）を考慮した病棟や病院内の諸設備のあり方について検討する。
- g 患者が待ち遠しくなる美味しく安全な食事を提供し、患者満足度調査の満足度を向上させる。

エ 地域連携

(ア)

- a 事前診療予約の徹底、紹介患者の受入れ報告、他医療機関への逆紹介、転院支援の取り組みを推進する。
- b 外来診療担当医表やホームページを定期的に更新し、他の医療機関等に対する広報を積極的に展開する。
- c 地域医療機関との機能分担による医療提供体制の整備のための調査・検討を行う。

(イ) 地域の関係医療機関等と連携し、能力向上等の研修会を開催する。

(再掲)

オ 運営

(ア)

- a 「基本理念」、「看護部の理念」、「患者さんの権利と責務」の周知に努める。
- b 病院機能評価の更新に向け、最優先課題の解消に努め受審し、更新に向けて改善された検討項目を継続実施していく。
- c 経営改善に向けた職員のモチベーションの高揚を図るため、病院経営に関する情報を職員に提供する。

(イ) 附属病院内の各所属における実態を考慮し、必要な組織・人員等の検討を行うとともに、各職種における能力の向上に努める。

(ウ)

- a 適正な病床利用率及び平均在院日数を確保する。
- b 保険診療のルールを徹底するとともに、D P C（診断群分類による包括請求）の適切な運用に努める。
- c 原価計算システムの精度の向上を図り、経営分析手法の充実を図る。
- d 医業未収金については、未収金発生防止及び未収金管理・回収マニュアルに基づき、公費負担制度等の周知と延滞債権の発生防止に努め、未収金回収率の向上を図る。

- e 下記の方策により経費抑制を図る。
 - (a) 医薬品購入費の縮減のため、後発医薬品導入の促進を図るとともに、定期的に価格交渉を行う。
 - (b) 診療材料購入費の縮減のため、定期的に価格交渉を行う。

(2) 会津医療センターに関する目標を達成するための具体的方策

- ア 担当理事の下で会津医療センター準備室教員を中心として、県と大学が連携しながら開設準備を進め、開設後の運営体制への円滑な移行へつなげる。
- イ 大学と連携しながら、医学部及び看護学部学生の臨床実習の受入れや職員研修の体制を構築する。
- ウ
 - (ア) 会津医療センターの特色ある臨床研修プログラムや後期研修プログラムに基づき研修医の確保を図る。
 - (イ) 関係医療機関等と協力・連携し、臨床研修環境の改善や医療人としての資質等向上のための研修を実施する。
 - (ウ) 関係医療機関等と協力・連携し、臨床研修医・専攻医の確保に資する説明会等を開催する。
- エ
 - (ア) 職員を研修会等に参加させ、資質・技量の向上を図る。
 - (イ) 臨床研究や治験に関する国内外および県の動向を踏まえ、その支援策について検討し、結論を出す。
- オ
 - (ア) ドクターヘリを円滑に活用していくため、消防機関、警察等の関係機関との連携を図っていく。
 - (イ) 医療機器について計画的に整備を進める。
 - (ウ) 医療安全研修等により、院内全体の医療安全知識の向上、安全文化の醸成を図る。
 - (エ) インシデント報告、病棟巡回等をもとに現状把握、分析を行い、適切な対策を講じ、併せて対策の内容を検証していく。
 - (オ) 患者・家族などから寄せられた意見や退院時の患者満足度調査等を実施のうえ、集計・分析し、患者サービスの向上を図る。
 - (カ) 予約の優先、紹介患者の受入れ、他医療機関への逆紹介、転院者への支援を推進する。
 - (キ) 地域の関係医療機関等と連携し、能力向上等の研修会を開催する。
- カ
 - (ア) 「基本理念・目標」、「患者さんの権利とお願い」の周知に努める。

- (イ) 経営改善に向けた職員の動機付けの高揚を図るため、病院経営に関する情報を職員に提供する。
- (ウ) 病院機能評価受審に向けた臨時の業務遂行組織を設置し、全職員一丸となって審査受審の準備・計画を進める。
- (エ) 各所属における実態を考慮し、必要な組織・人員等の検討を行うとともに、各職種における能力の向上に努める。
- (オ) 適正な病床利用率及び平均在院日数を確保する。
- (カ) 保険診療のルールを徹底するとともに、D P C（診断群分類による包括請求）の適切な運用に努める。

第2 東日本大震災等の復興支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 県民の健康の保持・増進に関する目標を達成するための具体的方策

(1)-1

ア 会津大学等の関係機関と連携しながら、県民健康管理調査用データベースの構築を進める。

イ 引き続き県民健康管理調査の参加率の向上に取り組むとともに、県民の要望に沿って各調査の着実な実施に向け事業展開を図る。

ウ 県民健康管理調査の成果を世界に発信するとともに、国際標準での評価を得るため、放射線に関する国際的な研究・診療機関、専門家から科学的な指導や助言を受け、県民健康管理調査を推進する。

(1)-2 基本調査及び詳細調査の結果等を参加者に逐次還元するなど、県民健康管理調査の目的等に係る新聞やテレビ、講演会等の広報・啓発活動を充実させる。(再掲)

(1)-3 県主催の被災地の医療のあり方に係る各種検討会に積極的に参画する。

2 復興支援に関する目標を達成するための具体的方策

(1) 災害医療総合学習センターを設置し、人と地域のつながりを大切にしながら、被災地という教育・研修環境を活かした各種教育・研修プログラムを策定・実施する。

(2)

ア 福島医薬品関連産業支援拠点化事業(平成24年度～平成33年度)において医薬品開発支援に関する研究開発を継続し、企業に開示する情報及び活用可能な試料等を蓄積する。

イ 産学官連携推進本部及び知的財産管理オフィスと連携しながら、企業の医薬品開発支援を実行可能とする組織体制、知的財産取扱方針及び具体的対価取得ルール等を整備・策定し、支援を実行する。

ウ 医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターの実施設計を策定するとともに、福島駅前研究室との連携を図る。

3 放射線医学の教育研究等に関する目標を達成するための具体的方策

(1)-1

ア 放射線医学に関する世界最先端の教育・研究・医療拠点となるふくしま国際医療科学センターの整備に係る実施設計を行う。

イ 最先端医療機器による各疾病の早期診断実施を担う先端臨床研究センターの業務体制を検討するとともに、運営計画の策定作業を進める。

ウ 先端臨床研究センターにおいて、24年度に先行して導入したPET-MRI等を活用した各疾病の早期診断及び臨床研究を実施する。

エ 先端医療技術・機器による各疾病の早期治療を担う先端診療部門の各部門・センターの業務体制を検討するとともに、運営計画の策定作業を進める。

(1)-2

ア 災害医療総合学習センターを設置し、人と地域のつながりを大切にしながら、被災地という教育・研修環境を活かした各種教育・研修プログラムを策定・実施する（再掲）。

イ 平成 23 年度に開設した放射線生命科学講座や放射線健康管理学講座に係る学部・大学院教育を計画・実施する。

(1)-3 WHO等の国際機関等との連携拠点を整備するとともに、県民健康管理調査に係る広島大学等との共同研究実施体制を構築する。

4 復興支援の連携・協力に関する目標を達成するための具体的方策

(1) 放射線医学に関する世界最先端の教育・研究・医療拠点の整備にあわせ、行政機関、教育機関、研究機関等との連携策等についても検討する。

第3 管理運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 組織運営の改善に関する目標を達成するための具体的方策

ア-1 学生や法人職員が皆で取り組むことができる改善運動や大学への帰属意識を高めるための具体的な方策を検討する。

ア-2

(ア) 有益な研究、考案、抜群の成績をあげ、他の模範となる職員に対し、表彰を行うとともに、職務に関連する資格を取得した職員に対し、資格取得に要した費用の一部を助成し、職員の意欲向上を図る。

(イ) 本学が行っている大型プロジェクトの紹介や再生医療、臨床研究、トランスレーショナル・リサーチ、治験などの導入的教育のカリキュラムへの導入の実施を検討する。(医学部) (再掲)

ア-3

(ア) 育児・介護休業を取得しやすい体制を整備する。

(イ) 女性研究者がその能力を最大限発揮できるよう、文部科学省補助事業「女性研究者研究活動支援事業」を活用し、女性研究者の出産、子育て、介護等と研究活動を両立するための環境整備を行う。

ア-4 平成19年6月に策定した「公立大学法人福島県立医科大学事務職員固有職員化方針」の見直しを行い、優秀な人材を確保するとともに、公立大学法人福島県立医科大学職員研修計画に基づき、職員研修を実施することにより、法人職員として必要な知識・技能を備えた人材の育成を図る。

イ 理事長補佐体制を活用し、リーダーシップ発揮の土台となる法人の経営方針等の浸透を図る。

ウ-1 社会のニーズに対応した組織の改廃・再編を検討し、学内組織体制の見直しを行う。

ウ-2 医学部の講座制、看護学部の部門制の検証を行い、必要に応じて組織改正を行う。

ウ-3 業務量に見合う人員体制の整備を県へ要求し、組織体制の強化を図ることで、個々の業務量を軽減する。

ウ-4

(ア) 災害発生時のライフライン確保のため、非常電源、自己水源、ガス供給等の調査を引き続き行い、計画策定を行う。

(イ) 学部機能を維持・継続するための方策を検討・計画し、実施する。

(2) 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための具体的方策

ア

(ア) 業務の見直しを行うとともに、業務の効率化を図るための方策を検

討する。

- (イ) 入札制度見直し実行計画に基づき、透明性や競争性、公正性などを高めた入札制度を実施する。

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 外部研究資金等の自己収入の増加に関する目標を達成するための具体的方策

ア

- (ア) 助手以上の教員は競争的研究資金の獲得を目指す申請を年1件以上行う。
- (イ) 研究推進戦略室において、文部科学省科研費及び日本学術振興会科研費の採択金額を増加させるための方策を検討・計画し、実施する。

イ

- (ア) 競争的外部研究資金の募集情報をホームページ等を通じて周知する。
- (イ) 外部資金の獲得にあたり、学内規程に制約や問題点等がある場合は、規程の改廃、新規策定についても検討を行い、実施する。

(2) 経費の抑制に関する目標を達成するための具体的方策

ア

- (ア) 光熱水費を中心とした経費を節減するための方策を検討する。
- (イ) 業務量に見合う人員体制の整備を県へ要求し、組織体制の強化を図ることで、個々の業務量を軽減する。(再掲)

3 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

(1) 評価の充実に関する目標を達成するための具体的方策

ア

- (ア) 評価室を中心に法人の年度計画に基づく業務実績の評価を適切に実施する。
- (イ) 教育活動の活性化を図るため、教員自ら前年度の教育活動状況を点検・評価するとともに、必要に応じて学部長等によるフォローアップを行う。(再掲)

イ 教員の自己点検・自己評価の実施方法について、評価室で検証を行い、必要に応じて実施方法や内容の改善を図る。

ウ 県公立大学法人評価委員会による評価結果については、関連部局にフィードバックするとともに、課題とされた事項については、関係部局により対応策を検討し、実施する。

エ 県公立大学法人評価委員会による年度業務実績の評価結果をホームページで公開する。

オ 助手、助教について、任期の定めがない教員にする際の基準・手続を制定し、周知を図る。

(2) 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための具体的方策

ア

(ア) 「福島県情報公開条例」及び「福島県個人情報保護条例」に基づき情報公開の事務処理を適正に行う。

(イ) 法令において公表が義務又は積極的に公表することとされている情報について、随時更新を行う。

(ウ) 学校基本法施行規則第172条の2の規定により公表することとされている教育情報ホームページの充実を図る。

イ

(ア) 各講座、部門等における活動状況をホームページに掲載する。

(イ) ホームページや大学パンフレット、オープンキャンパス、各種研究会、講演会等を通して研究成果を積極的に発信する。

(ウ) 寄附講座や大型研究プロジェクト等については、研究活動・成果報告会を開催し、学内外へ情報発信する。(再掲)

(エ) 現在のホームページを評価しつつ、更なる充実を図るべく検討、更新を行う。(医学部、看護学部)

4 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

(1) 法令遵守に関する目標を達成するための具体的方策

ア

(ア) コンプライアンス委員会においてコンプライアンス推進に向けた効果的な取組みについて検討するとともに、職員一人ひとりに対しては、基本方針・マニュアルを周知し、法令遵守意識の一層の浸透を図る。

(イ) 利害関係者との接触禁止などの行動規範について、周知徹底を図る。

(ウ) 所管業務に関する研修会やセルフチェック等を通して職員へ周知徹底するなど、コンプライアンスの推進を図る。

(エ) 学生の福島医大生としての自覚を促し、コンプライアンス徹底や定着化を図るため、講習会等を開催する。

イ

(ア) 劇物・毒物・国際規制物質・放射線同位元素・病原体・麻薬・覚せい剤等の管理等の点検を行う。

- (イ) 関係する学内組織と連携を図りながら、関連省庁の法令等に基づく通知等に適切に対応できる体制の構築を検討し、実施する。

(2) 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための具体的方策

ア

- (ア) 各種相談事業等が出された要望事項をとりまとめ、実施の必要性について検討する。
- (イ) 学生寮の再建について検討する。

イ

- (ア) 電子情報サービスの提供窓口としてのホームページの充実を図るとともに、情報資源の多様化・高度化に対応したきめ細かなサービスを実施する。
- (イ) 電子ジャーナル・データベースについては、より有効に利活用されるよう、各種講習会の開催、関連ホームページの充実など、利用者に対するサポートの充実を図る。

ウ 教務事務システム（電子掲示板など IT を使った連絡体制）の利用者からの意見・要望等を取りまとめ、より利用しやすいシステムとする。

エ ユニバーサルデザインに配慮した改修や既設設備の更新を年次計画により実施する。

オ 年次計画の新規整備計画との整合と現計画の一部見直しを行う。

(3) 健康管理・安全管理に関する目標を達成するための具体的方策

ア-1

- (ア) 学生に健康リスクに対する知識と対処法について安全及び衛生教育を行い、定期的に健康管理情報の提供を行う。
- (イ) 有害な作業を行う部門に対する作業環境測定や定期健康診断等職員の健康管理業務を充実させるとともに、研修会の開催等により健康の保持・増進のための情報を積極的に発信していく。

ア-2

- (ア) 平成 23 年度に見直しを行った災害対策マニュアル等に基づく対応について、学生・職員に周知を図る。
- (イ) 学生の安全を図るため、災害発生時の対応法を検討し、必要な体制を整備する。

イ-1

- (ア) 国や地方自治体などが主催する災害医療に関する研修会や防災訓練に参加する。
- (イ) 二次被ばく医療施設として被ばく医療の充実を図るために必要な研修・訓練等に参加する。

イ-2 災害時に活用できる大学施設を選別する。

(4) 情報通信基盤の整備・活用に関する目標を達成するための具体的方策

ア 平成 23 年度末に更新した情報通信基盤の高度利活用を図る。

イ 「情報セキュリティハンドブック」（平成 23 年 6 月刊）の改訂を行う。
う。

第4 その他の記載事項

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

2 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額 20 億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な
る対策費として借り入れるため。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 該当なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究及び診療の質の向上
並びに組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
大学施設等整備工事	総額 1,835	運営費交付金 118
病院施設整備工事		補助金 1,260
ふくしま国際医療科学セ ンター整備		長期借入金 330
		附属病院収益 74
		目的積立金 53

(2) 人事に関する計画

ア 柔軟で多様な人事制度を構築する。

イ 柔軟で多様な人事評価システムを構築する。

ウ 教員の流動性を向上させる。

エ 外国人・女性等の教職員採用及び登用を促進するとともに女性の働
きやすい環境を整備する。

オ 職員の採用方法・育成方法の改善と人事交流の促進を図る。

カ 中長期的な観点に立った適切な人員管理に努める。

(3) 積立金の使途

なし

6 収容定員

(別表)

(別紙)

予 算 (人件費の見積りを含む) 、収支計画及び資金計画
公立大学法人福島県立医科大学

1 予 算

平成25年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9,661
補助金	5,318
自己収入	25,001
授業料及び入学金、検定料収入	787
附属病院収入	23,859
財産収入	38
雑収入	318
受託研究等収入及び寄附金収入等	5,409
長期借入金収入	730
目的積立金取崩	335
計	46,454
支出	
業務費	38,849
教育研究経費	8,178
診療経費	25,950
一般管理費	4,721
施設整備費	1,132
受託研究等経費及び寄附金事業費等	5,409
長期借入金償還金	737
計	46,127

注：法人の経営実態を反映させるため、収支計画を基に予算を作成したため、収支均衡にはならない。

2 収支計画

平成25年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	43,283
業務費	39,989
教育研究経費	3,128
診療経費	12,922
受託研究費等	4,577
人件費	19,361
一般管理費	1,054
財務費用	55
雑損	6
減価償却費	2,179
臨時損失	17
計	43,300
収入の部	
經常収益	43,321
運営費交付金収益	8,917
授業料収益	572
入学金収益	114
検定料収益	20
附属病院収益	23,859
受託研究等収益	4,662
寄附金収益	541
補助金等収益	2,814
財源措置予定額収益	621
財務収益	1
雑益	480
資産見返負債戻入	721
臨時利益	5
計	43,326
純利益	26
目的積立金取崩額	187
総利益	214

3 資金計画

平成25年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	43,314
投資活動による支出	1,834
財務活動による支出	979
次期中期目標期間への繰越金	855
計	46,982
資金収入	
業務活動による収入	45,388
運営費交付金による収入	9,661
補助金による収入	5,318
授業料及び入学金、検定料による収入	787
附属病院収入	23,859
受託研究等収入	4,746
寄附金収入	663
その他の収入	355
投資活動による収入	1
施設費による収入	0
その他の収入	1
財務活動による収入	730
長期借入金による収入	730
前期中期目標期間からの繰越金	863
計	46,982

(別表)

収容定員

公立大学法人福島県立医科大学

年 度	学部、研究科名及び収容定員 (人)	
平成25年度	医学部	665人
	看護学部	340人
	医学研究科	168人
	看護学研究科	30人

【参考資料】

年度計画における用語の説明

MD－P h Dコース	大学院に準じる教育を医学部在籍時から行うもの
スキル・ラボラトリー	実践的臨床教育訓練室
トランスレーショナル・リサーチ	大学の基礎的研究成果を附属病院において臨床応用するための体制
C B T (Computer-Based Testing)	臨床実習開始前の学生に必要とされる知識を問う客観試験
O S C E (Objective Structured Clinical Examination)	臨床実習開始前の学生に必要とされる技能と態度を客観的に評価する実技試験
シラバス	授業内容の概要、学習案内
臨床教授制度	教育協力病院の医師が臨床教授及び臨床助教授として医学部の臨床実習や卒後臨床研修の指導を行う制度
ティーチングアシスタント制度	大学院生が学部教育の補助を行う制度
F D(Faculty Development)	教員能力開発
ポストク	博士号取得後、任期制など短期の雇用契約等により大学等の研究機関に在籍する研究員